

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成19年
9月3日
(月曜日)

目 次

告示
森林法の規定に基づく許可をすべき皆伐面積の限度（森林整備課）……………



山口県告示第四百四十六号

平成十九年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成十九年九月三日

山口県知事 二井 関 成

一 水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林

同一の単位とされる集団の区域	行 政 単 位 区 域	許可をすべき皆伐面積の限度 （ヘクタール）	土砂流出防備保安林 （ヘクタール）
阿北地区 萩市（平成十七年三月五日における阿武郡田万川町、須佐町及び福栄村の区域に限る。） 阿武郡阿武町	萩市（平成十七年三月五日における阿武郡阿武町） 阿武郡阿武町	三一・九〇	一七〇・八四
橋本川 萩市（平成十七年三月五日における阿武郡阿武町） 阿武郡阿武町	萩市（平成十七年三月五日における阿武郡阿武町） 阿武郡阿武町	八六三・八九	二〇五・一八
大津地区	長門市	三三二・四一	一三七・六二

二 魚つき保安林

同一の単位とされる集団の区域 （ヘクタール）	同一の単位とされる集団の区域 （ヘクタール）	同一の単位とされる集団の区域 （ヘクタール）	同一の単位とされる集団の区域 （ヘクタール）	同一の単位とされる集団の区域 （ヘクタール）	同一の単位とされる集団の区域 （ヘクタール）	同一の単位とされる集団の区域 （ヘクタール）	同一の単位とされる集団の区域 （ヘクタール）	同一の単位とされる集団の区域 （ヘクタール）
豊浦地区 下関市	大島地区 大島郡周防大島町	錦川下流 岩国市並比の玖珂郡本郷村、錦町、美川町及び美和町の区域に限る。）	由宇川、柳井川 岩国市（平成十八年三月十九日における玖珂郡由宇町、玖珂町及び周東町の区域に限る。） 柳井市	田布施川、島田川 光市、周南市（平成十五年四月二十日における熊毛郡熊毛町、田布施町及び平生町） 熊毛郡上関町	徳山地区 下松市、周南市、新南陽市及び都濃郡鹿野町の区域に限る。）	佐波川 山口市（平成十七年九月三十日における佐波郡徳地町の区域に限る。） 防府市	榎野川 山口市（平成十七年九月三十日における山口市並比に吉敷郡秋穂町、小郡町及び阿知須町の区域に限る。）	厚東川、厚狭川 宇部市、美祿市、山陽小野田市、美祿郡美東町及び秋芳町
三三四・三五	六・九八	四七三・二四	一四・三三	六二・八一	四〇一・八四	七二〇・七二	二七九・五六	六三三・五五
一六四・〇六	一一一・八〇	一六〇・八四	一四・三三	一六〇・八四	一四六・四〇	三二七・四六	三三二・一一	二一〇・九二

三 保健保安林

同一の単位とされる集団の区域 （ヘクタール）	同一の単位とされる集団の区域 （ヘクタール）	同一の単位とされる集団の区域 （ヘクタール）	同一の単位とされる集団の区域 （ヘクタール）	同一の単位とされる集団の区域 （ヘクタール）	同一の単位とされる集団の区域 （ヘクタール）	同一の単位とされる集団の区域 （ヘクタール）
山口県 一三四・七四	下関市 一・二・六六	周南市 〇・五〇	岩国市 二・〇六	萩市 二七・四〇	防府市 三・九〇	上関町 九・〇五
	長門市 一八・二八	下松市 三・二八	柳井市 二・〇八	阿武町 四・三〇	宇部市 〇・一一	周防大島町 一一・六一

平成十九年九月三日印刷
平成十九年九月三日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）